

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		幼保連携型認定こども園の設備及び運営に対する改善の勧告等
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
条 項		第 20 条第 1 項
所 管 課		子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課（電話：048-829-1868）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 20 条第 1 項に掲げる基準
備 考		